

年金情報流出検証の第三者委、21日までに中間報告

日経新聞 2015/8/5

日本年金機構がサイバー攻撃を受けて個人情報が出た問題を検証する厚生労働省の第三者委員会は5日、今月21日までに中間報告をまとめる方針を決めた。次回の会合で報告書を公表する。流出の原因や再発防止策などを盛り込む。

会議終了後、委員会の事務局長を務める中央大学法科大学院の野村修也教授は「17日の週がターゲットだ」と述べた。年金機構は6月1日、125万件の個人情報が出たことを発表。厚労省は6月8日に第三者委を立ち上げ、関係者に対するヒアリングなどを進めてきた。

経営者が震え上がったサイバー攻撃 年金機構の事件が残す負の遺産

 2015/08/06

日本年金機構がサイバー攻撃を受け、100万人以上の個人情報が出た事件は、日本社会を震撼させた。特に企業の経営者やCIO（最高情報責任者）らに、大きな衝撃を与えた。サイバー攻撃という犯罪の被害者であっても、事前事後の対応いかんによっては、情報を出させた加害者として指弾される。そのリスクを、改めて突きつけられたからだ。

もちろん年金機構のセキュリティ対策や事後の対応、そしてセキュリティガバナンスは驚くほどお粗末で、非難されても当然ではある。職員がウイルス付きメールに引っ掛かり開封しただけならともかく、内部ルールに違反してインターネットにつながる端末で個人情報を扱っていたことは、弁解の余地がない。しかも、すぐにネット接続を遮断しないなど事後の不手際も重なり、未曾有の情報流出事件となった。

事件については、一刻も早く全容を解明し犯人を特定すると共に、流出した個人情報を悪用する二次的犯罪やその被害の防止に全力を挙げなければならない。さらに、年金機構のセキュリティ対策がこれほどお粗末で、ガバナンスも機能していなかった原因や責任を明らかにして、再発防止に向けた実効性のある対策を打つ必要がある。

問題はこの事件が企業や世間に与えたインパクトである。企業の経営者は震え上がったことだろう。個人情報漏洩により謝罪会見で報道陣に向って頭を下げるなど、経営者なら想像もしたくない事態である。

犯罪による個人情報漏洩といえば、2014年7月に発生したベネッセコーポレーションでの流出事件も記憶に新しい。経営者が頭を下げる姿がテレビで映し出され、この事件を機に多くのセキュリティ商談がまとまった。ある金融機関では、数十億円のセキュリティ関連の投資案件が、あっと言う間に決裁されたという。

今回も多くの企業で同じように、セキュリティ関連の案件がスピード決裁されているこ

とだろう。

70歳まで年金を受け取らない選択

経済コラムニスト 大江英樹

日経新聞 2015/8/6

今、既に年金を受給している人を除けば、ほとんどの人にとって年金を受け取ることができる年齢は65歳からです。ところが公的年金には繰り上げ支給という制度があって、60歳からでも年金を受け取ることはできるのです。

ただし、もし年金を繰り上げて支給を受けてしまうと、通常の受け取り開始年齢の場合よりも支給金額が少なくなってしまう。どれくらい少なくなるかという、仮に5年早めて60歳から受け取り始めると、 $0.5\% \times 12 \text{カ月} \times 5 \text{年} = 30\%$ 、すなわち65歳からの5年間に比べて、3割も年金支給額が減ります。さらにいったん早めに受け取ってしまうと、この減額された金額は生涯にわたって続くのです。

よく話題になるのは、それでも早く受け取った方が得じゃないのか？という議論です。大体、損得の分かれ目になるのは76歳ぐらいといわれていますから、それ以上長生きすれば通常の受給が得、それより早く亡くなれば繰り上げ支給を受けた方が得、ということになります。

確かに早く死んでしまうのであれば、早めにもらっておいた方が得だということになるのですが、だからといって早く死にたいと思う人はいないでしょう。早死にすれば先行きの受給機会も失ってしまいます。

そもそも年金というのは長生きした結果、お金がなくなってしまうというリスクに備えるための保険です。公的年金は長生きを前提に制度設計されているわけで、早く死んでしまったら結局のところ損なのです。

したがって健康で長生きしようという意気込みも込めて、私は繰り上げ支給を受けない方が良いと思います。しばしば金融機関が「年金なんてもらえるうちにもらっちゃった方がいいですよ」といって繰り上げ受給を勧めることがあると聞きますが、恐らくそれは年金の受け取り口座を自行につくってもらいたいがためのセールストークだと考えたほうが良いでしょう。

公的年金の繰り下げ受給の増額率

増額率 = (65歳に達した月から繰り下げ申出月の前月までの
月数) × 0.007

請求時の年齢	増額率
66歳0カ月～66歳11カ月	8.4%～16.1%
67歳0カ月～67歳11カ月	16.8%～24.5%
68歳0カ月～68歳11カ月	25.2%～32.9%

69 歳 0 カ月～69 歳 11 カ月

33.6%～41.3%

70 歳 0 カ月～

42.0%

(出所) 日本年金機構ホームページ

さらにいえば、本来なら 65 歳から受け取れる年金をあえて受け取らずに支給を遅らせるのがベストの選択肢です。この場合は、繰り上げ支給とは逆にもらえる年金額は増えます。

どれぐらい増えるかというと、先ほどの繰り上げ支給とは逆にもらい始めるのを 1 カ月遅らせるごとに 0.7%ずつ増えていきます。仮に 70 歳まで 5 年間受け取り開始を遅らせると、 $0.7\% \times 12 \text{ カ月} \times 5 \text{ 年} = 42\%$ 、何と 65 歳からの 5 年間に比べ、受け取る年金額が 4 割以上も増えることとなります。

例えば 65 歳からの年間の公的年金受取額が通常の 200 万円ぐらいであれば年間 84 万円増えることになるわけです。これは年利 8% で 5 年間運用した場合以上の金額となります。しかも価格変動リスクはないわけですから、これ以上ない有利な資産運用法とっていいでしょう。

年金では足りない？過去最多となった「生活保護世帯」の 49.1%が高齢者

IRORIO (イロリオ) 長澤まき 2015 年 08 月 05 日

厚生労働省は 5 日、平成 27 年 5 月分の被保護者調査の結果を発表した。

それによると、被保護世帯数は 162 万 2525 世帯。前月より 1601 世帯増えて過去最多となった。

およそ半数は高齢者世帯

生活保護世帯の世帯分類の内訳は次のとおり。(保護停止中は含まない)

- ・高齢者世帯 79 万 3658 世帯 (49.1%)
- ・母子世帯 10 万 4256 世帯 (6.5%)
- ・傷病者・障がい者世帯 44 万 2495 世帯 (27.4%)
- ・その他世帯 27 万 4398 世帯 (17%)

母子世帯と傷病者・障がい者世帯、その他世帯は前月・前年同月よりも減少している中で、「高齢者世帯」のみが増加。

生活保護を受ける高齢者世帯は前年同月より 4 万 2295 世帯 (5.6%) 増えている。

厚労省「年金が足りない」と分析

この結果を、厚労省はこう分析する。

“一人暮らしの高齢者が年金だけでは足りず、生活に困窮するケースが増えている”

さらに、「今後も受給世帯の増加傾向は続くのではないか」という見方を示した。

高齢者の4割が「老後破産」状態？

現在、高齢者世帯の約4割が生活保護基準より低い収入で生活するいわゆる「老後破産」状態にあるという。

老齢基礎年金の支給額は、満額で一月あたり約6万5千円。

子世帯と同居していない高齢者が年金だけで生活するのは困難だ。

大学准教授が「一億総老後崩壊」と警鐘

「下流老人」という著書を発表した聖学院大学客員准教授の藤田氏は、日本は生活にお金がかかりすぎるとして、このままでは「一億総老後崩壊」が起これと指摘。

住宅費や光熱水費など社会生活に必要な生活インフラを少ないお金で利用できるように社会保障を転換させたいと主張している。

年金業務で給料未払い、データ入力 of 110人突然解雇

TBS NEWS 2015/8/5

日本年金機構の和歌山県などの事務センターで、年金の個人データを入力する業務に携わっていたおよそ110人が、2か月分の給料が未払いのまま解雇されていたことがJNNの取材で分かりました。年金機構は、業者の委託方法に問題があったとして調査を始めています。

給料が未払いになっているのは、和歌山と大分、福島県の日本年金機構の事務センターで個人情報のデータ入力などを行っていたおよそ110人です。センターの元従業員らは今年3月、2か月分の給料が支払われないうまま、突然解雇されました。

「ショックですね。ショックとしか言いようがない。まさかこんな目にあうとは夢にも思っていませんでした」（和歌山県で働いていた元従業員）

データの入力業務は、年金機構から福井県の業者に委託されていましたが、そのまま富山県の業者に丸投げの形で再委託されていたことが、JNNの取材で分かりました。元従業員は、富山県の業者に給料の支払いを求めようとしたのですが、現在、連絡が取れなくなっているということです。

日本年金機構は、「再委託は禁止されていて、公的業務が不適切な形で行われていたのは遺憾」とし、福井の元請業者との契約を解除、経緯について調査をしています。一方で、

給料の未払いについては、「業者側の問題だ」としています。

さらに、福井県の元請業者と富山県の業者は請負契約を結んでいましたが、従業員らは「元請業者の指揮命令に従う」とする誓約書にサインさせられるなど、偽装請負が行われていた疑いがあることも分かりました。

「年金機構にも責任があると思います」（和歌山県で働いていた元従業員）

Q. どういう責任？

「きちっと調べていたら（問題のある業者と）前もって分かるはず。分かっていたら、我々みたいな被害者は出ていない」

和歌山県の元従業員らおよそ20人は労働組合を結成していて、今後、2つの業者への法的措置のほか、年金機構に対しても「違法な状態を確認せず放置した」として責任を追及していく方針です。（03日 11:38）

年金業務で110人未払い 労組結成し法的措置検討

共同通信 2015/8/5

日本年金機構の福島、和歌山、大分の各事務センターで、業務委託で年金データの入力作業をしていた110人が給料未払いのまま3月に業務委託先の会社を解雇されていたことが4日、年金機構などへの取材で分かった。和歌山で働いていた人の一部は労働組合を結成し、業務委託先の会社への法的措置を検討している。

年金機構は業務に支障が出ないようにするため、110人のうち約90人を9月末までの有期で直接雇用した。労働組合が加盟する和歌山県地方労働組合評議会によると、データ入力業務は昨年10月、福井市の情報処理サービス会社に委託したが、その後、同社が富山市の業者に丸投げする形で再委託されていたという。

塩崎恭久厚生労働相は4日の記者会見で「このような事態が起きて極めて遺憾だ。賃金不払いなどの法令違反は厳しく対応したい」と述べた。

和歌山県地方労働組合評議会によると、和歌山の事務センターでは32人が解雇された。2、3月分の給料が未払いのままだったという。

富山市の業者に給料の支払いを求めたが「払う意思はあるが、資金不足で払えない」と文書が届いた後、連絡が取れなくなっているとしている。

（共同通信）

偽装請負か？年金データ入力の110人が“給料未払いのまま解雇”されていたと判明

IRORIO（イロリオ）長澤まき 2015年08月03日

偽装請負，委託，年金機構，解雇

年金機構の事務センターで、データ入力などに携わっていた 110 人が突然解雇されたという。

給料未払いのまま解雇

JNN の報道によると、和歌山と大分、福島県の「日本年金機構」の事務センターで働いていた約 110 人が今年 3 月、突然解雇されていたことが明らかになった。

解雇された従業員は、2 ヶ月分の給料が未払いのままだという。

偽装請負か？

解雇された従業員らは、日本年金機構の事務センターで「個人情報」のデータ入力などに携わっていた。

取材で日本年金機構がデータ入力を委託していた福井の業者が、富山県の業者に業務を再委託していたことが判明。偽装請負の疑いもあるという。

富山県の業者とは、現在連絡が取れない状況となっている。

日本年金機構「業者側の問題」

この問題について日本年金機構は次のように語った。

“再委託は禁止されていて、公的業務が不適切な形で行われていたのは遺憾”

日本年金機構は「業者側の問題」と主張しているが、解雇された元従業員らは「きちんと調べていたらわかったはず」として、違法な状態を放置した日本年金機構の責任を迫る姿勢だ。

ネット上には批判が続々

またもや発生した年金関連の不祥事に、ネット上には多くの意見が寄せられている。

- ・これは酷いな
- ・またか、年金機構よ！全部のみかんが腐ったような組織だな
- ・一番怖いのはよくわからない会社にデータ入力させたこと
- ・“大切な”年金業務がこうゆう現場で行われてる現実
- ・こんな雇用もまともに出来ないの素人連中に多額の年金を任せられない
- ・こんなずさんな組織に私達の大切な年金を預けているかと思ったらズットする
- ・脇が甘すぎるぞ、年金機構！君たちには国民のお金を預かる資格がない

「またか…」「酷い」など、怒りや不安の声が続々と投稿されている。

・ 出典元：年金業務で給料未払い、データ入力の人 110 人突然解雇 - TBS News(8/3)

年金業務委託で 110 人未払い

REUTERS ロイター Domestic | 2015 年 08 月 4 日

日本年金機構の福島、和歌山、大分の各事務センターで、業務委託で年金データの入力作業をしていた 110 人が給料未払いのまま 3 月に業務委託先の会社を解雇されていたことが 4 日、年金機構などへの取材で分かった。和歌山で働いていた人の一部は労働組合を結成し、業務委託先の会社への法的措置を検討している。

年金機構は業務に支障が出ないようにするため、110 人のうち約 90 人を 9 月末までの有期で直接雇用した。データ入力業務は昨年 10 月、福井市の情報処理サービス会社に委託したが、その後、同社が富山市の業者に丸投げする形で再委託されていたという。

住民税、225 人に 944 万円少なく課税

読売新聞 2015 年 08 月 04 日

東京都港区は 3 日、今年度の個人住民税で課税ミスがあり、225 人に計 944 万 3100 円少なく課税していたと発表した。

年金支給額のデータを課税システムに入力し忘れたのが原因という。

区税務課によると、個人住民税の税額は、企業から出された給与支払報告書と、年金組合などが提出した公的年金等支払報告書のデータをもとに計算する仕組みになっている。

しかし、今年 7 月、昨年 12 月 25 日から今年 1 月 21 日に受け付けた年金支払報告書のデータを課税システムに入力していなかったことが発覚。処理ミスは 2633 件に上り、うち 225 人の税額が 100 円～26 万 2300 円増えることがわかった。

区は、対象者におわび文と追加納付のお願いの文書を送る。

解明！「金持ち老後 vs ビンボー老後」の分かれ目【1】

Livdoor News 2015 年 8 月 3 日

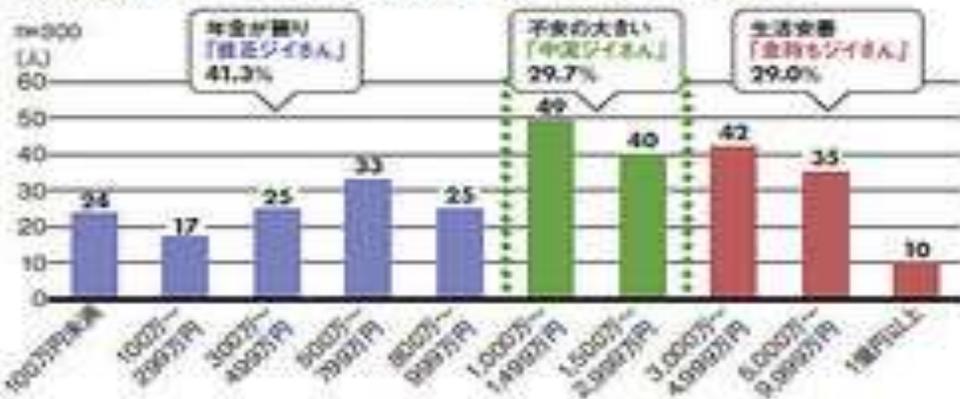
老後に金持ちな人と貧乏な人の分かれ目 預金額の推移に見る差

ざっくり言うと

定年退職した男性 300 人を対象に、退職前のお金と生活について調査している 30 歳時点での預金額で金持ちと貧乏の差が発生し、時間の経過とともに広がる若いうちからコツコツと貯蓄すれば裕福な老後を過ごせると筆者

① 60歳時(定年直前)の預金額

「安心老後」と言われる預金3000万円以上は、なんと3割未満!



年金が頼りの貧乏ジイさんと、貯蓄たっぷりの金持ちジイさんは、現役時代のいつ、どこで差がついたのだろうか。

▼「金持ちジイさん」「貧乏ジイさん」の定義

老後の生活を年金だけで支えるのは難しい。余裕のある老後を送るためには、定年までに3000万円の貯蓄が必要と言われる。そこで、楽天リサーチの協力を得て、都市部に住む定年退職した60~65歳の男性300人を対象に、リタイア前のお金と生活についてのアンケート調査を実施。この記事では調査の結果から、60歳時点の預金額3000万円以上の人を「金持ちジイさん」、1000万~2999万円の人を「中流ジイさん」、1000万円未満の人を「貧乏ジイさん」と定義する。調査期間は2013年8月20~23日。

■リタイア世代の7割がお金に不安を抱えている

定年を迎えるまでに貯めておきたい額は3000万円と言われている。ただ、リタイア時点で3000万円を貯められている人は意外に少ない。プレジデント誌のアンケートで60歳時点での預金額を尋ねたところ、3000万円以上と答えた人は29.0%にすぎなかった。

一方、老後が盤石と言えない預金額1000万~2999万円の方は29.7%、年金頼りの生活になる預金額1000万円以下の方たちは41.3%いた(図1)。リタイアした人の約7割が、お金に不安を抱えたまま老後に突入しているのだ。

老後に備えてお金を貯められる人と貯められない人では、いつ、どのように差がついたのか。それがわかれば、これから老後に備える現役世代の参考になるはずだ。そこで、60歳時点の預金額によって「金持ちジイさん」「中流ジイさん」「貧乏ジイさん」に分け、それぞれのお金の貯め方や使い方について、家計の見直し相談センターの藤川太氏に分析してもらった。

まず注目したいのは、預金額の推移だ。30歳時点での預金額を比べると、貧乏ジイさんでは「100万円未満」と回答した人が43.5%と最も多く、金持ちジイさんでは「1000万~1499万円」が26.4%で最多だった。すでにこの時点で差がついているが、その後も貧乏ジイさんの預金額が伸び悩むのに対して、金持ちジイさんは年齢とともに順調に増える(図2)。年収の推移にも似た傾向が見られる。年収の場合、30歳時点では各ジイさんとも「300万~499万円」が最多で、目立った差はない。ただ、その後は金持ちジイさんほど急激に増えていく(図3)。藤川氏は、この傾向を次のように解説する。

「一般的な会社では、出世する人なのか、頭打ちになる人なのか、35歳前後で選別が終わります。年収の差が開き始めるのは40代から。それがそのまま老後資金の形成のしやすさにつながっているように見えます」

金持ちジイさんと貧乏ジイさんでは、学歴も異なる。金持ちジイさんは大卒・院卒が79.3%を占めるが、中流ジイさんは76.4%、貧乏ジイさんは56.5%で、60歳時点での預金額が少ない人ほど学歴も低い(図4)。

転職についてはどうか。定年まで同じ会社に勤めあげた人は、金持ちジイさんでは56.3%を占めたが、貧乏ジイさんでは35.5%と少なめ。逆に転職回数が3回以上の人は、金持ちジイさんでは8.0%にすぎなかったが、貧乏ジイさんでは30.6%に達した(図5)。どうやら転職回数と預金額は逆相関の関係にあるようだ。

「外資系を渡り歩くエリートをイメージして“転職イコール年収増”ととらえる人もいますが、実際に転職でステップアップできる人は一握り。たいていは転職のたびにそれまでのキャリアが白紙に戻り、年収も下がります。それを考えると、転職が少ない人のほうが資産形成しやすいのは当然です」

転職は、退職金の額にも影響を与える。金持ちジイさんのうち、退職金が1000万円に満たない人(退職金なしを含む)の割合は5.6%にすぎないが、中流ジイさんは23.5%、貧乏ジイさんは42.0%にのぼる(図6)。中流・貧乏ジイさんほど退職金が低い人が多くなるのは、転職回数が多く、そのたびに勤続年数がリセットされるからだろう。

定年前にやっていた資産運用については、意外な結果が出た。高利回りが期待できるリスク商品で運用する人ほど資産が増え、逆に低利回りの安全な商品で運用する人ほどお金が貯まりにくいのかと思いきや、実際はリスクの程度に関係なく、どの運用方法についても、金持ちジイさんが中流・貧乏ジイさんを上回った(図7-1)。

「お金を貯める王道の方法は、毎月の給与から天引きして積み立てることです。お金を貯められるのは、こうしたあたりまえのことをコツコツやれるタイプ。金持ちジイさんに、財形や定期預金などの堅実な方法で運用してきた人が多いのは納得です」

金持ちジイさんが堅実派だとしたら、なぜ株や投信、外貨預金などのリスク商品で運用している人も多いのか。藤川氏は、その疑問にこう答える。

「銀行が放っておかないからです。預金が3000万円あれば、『眠らせておくのはもったいない』と電話がかかってくる。金持ちジイさんになる人は、コツコツと貯蓄しつつ、一部をリスク商品に振り分けるのです」

資産運用の開始年齢は早いほどいい。40歳未満で運用を始めた人は金持ちジイさんで61.5%、中流ジイさん64.4%だが、貧乏ジイさんは46.8%で半数を切った(図7-3)。

「実はほとんどの人は運用で失敗します。実際、リーマンショックの損失をまだ取り返せていない人がほとんど。ただ、どうせ失敗するなら若いうちのほうがいい。若いうちは運用額が小さく、勉強料としての損失額も小さくて済みます。そうやって経験を積むことでコツをつかみ、ようやく運用で利益をあげられるようになっていく」

■「若いうちからコツコツ」が金持ちジイさんへの近道

金持ちジイさんは、老後を意識して貯蓄を開始した年齢も早かった。40代前半までに始めた人は、金持ちジイさんで34.4%、中流ジイさんで21.4%、貧乏ジイさんで16.9%と、預金が多いグループほど若いうちから老後資金を準備していた(図8)。

「老後資金を貯めるパターンは2つあります。1つは、若いうちからコツコツと貯蓄。もう1つは、教育費、住宅ローンという2大ハードルを跳び終えてから定年までの短期間に貯めるやり方です。場合によっては後者もありですが、教育費と住宅ローンが終わったところですぐ定年を迎えて、老後資金を貯められなかった人も多い。できるなら若いうちから、

教育費や住宅ローンと並行して貯めたいところです」

教育費や住宅ローンのハードルをいつ跳び終えるのか。それは結婚や出産などのライフイベントとも深く関わっている。

(文=村上 敬 図版作成=ライヴ・アート)

いつの間にかお金が貯まる！財形貯蓄のメリット

「先取り貯蓄」は積立の王道。給与天引きできる財形を活用しよう

日経ウーマンオンライン 2015年8月4日

こんにちは。「ワークルールとお金の話」の社会保険労務士の佐佐木由美子です（連載トップページ：スマートフォンはこちら、パソコンはこちら）。「お手軽に、無理なくお金を貯められたら…」そのように考える方にお勧めなのが、財形貯蓄。今回は、財形のメリットについてお伝えします。

■「先取り貯蓄」で貯まる体質を目指す！

お金を貯めよう！と決意しても、ついつい出費がかさんでしまい、気づけば「今月も貯金はできなかった…」とがっかりとした経験はありませんか？

お金を無理なく貯めるには、自動的に貯まる仕組みを作ってしまうことが大切。そこで、給与が入ったら、まず一定額を貯蓄に回して、残りのお金で生活をするという、いわゆる「先取り貯蓄」がお勧めです。

ここで活用したいのが、「勤労者財産形成貯蓄」。略して、財形貯蓄と言えば、聞いたことはありますか？

財形貯蓄は、勤労者の計画的な財産形成の促進を目的とする法律に基づく制度で、税制上のメリットが設けられています。また、財形貯蓄を行っている従業員に、奨励金の給付制度を導入している職場も多く、積立貯蓄の王道と言っても過言ではないでしょう。

この制度を利用できるのは、被用者、つまり給与をもらって雇われている人で、民間企業や団体に勤める会社員・職員や、国・地方公共団体の公務員などが対象となります。勤務先に財形貯蓄制度があれば、これを始めない手はありません。

■目的別に3種類のメニューあり

財形貯蓄制度には、目的別に「一般財形貯蓄」、「財形年金貯蓄」、「財形住宅貯蓄」の3種類があります。積立額は、原則1000円以上から、1000円単位を基本とします。

お金の使い道は限定せず自由に、とりあえず貯めたい！という方には、「一般財形貯蓄」がお勧め。積立期間は3年以上、契約時の年齢制限もなく、複数の契約も可能です。

老後の生活が不安という方は、「財形年金貯蓄」も。契約時に55歳未満、5年以上の積立期間が必要となりますが、60歳以降に5年以上の期間にわたって、年金として受け取るこ

とができます。

将来の住宅購入資金に充てたい、と目的が明確であれば、「財形住宅貯蓄」もよいでしょう。こちらにも、契約時に55歳未満、5年以上の積立期間が必要となりますが、「財形年金貯蓄」と「財形住宅貯蓄」あわせて元利合計550万円（財形年金貯蓄のうち、郵便貯金、生命保険・損害保険等の保険型は払込ベースで385万円）まで非課税措置となる点でメリットがあります。

その反面、目的外の払い出しをすると、5年間さかのぼって利子が課税扱いとなってしまう点に注意が必要です。

非課税というのは魅力ですが、積立の目的がはっきりとしていなければ、「一般財形貯蓄」で積み立てるのがよいでしょう。

いつの間にかお金が貯まる！財形貯蓄のメリット（2/2）

日経ウーマンオンライン 2015年8月4日

「先取り貯蓄」は積立の王道。給与天引きできる財形を活用しよう

■2015年4月から育休取得者の特例スタート

女性の場合、出産により産休・育児休業を取って長期間休業するケースが考えられます。

育児休業期間中でも、積立の継続は可能ですが、無給の場合は給与天引きができません。一般財形貯蓄においては、自由に積立の中断をすることができます。

一方、財形年金貯蓄と財形住宅貯蓄については、定期的な払込みを2年間中断すると、非課税措置を受けられなくなってしまいます。そのため、長期間の育児休業等を取得する場合に、財形貯蓄を継続できないケースがありました。

そこで、2015年4月1日より、こうしたケースを救済するための措置として、「育児休業者等取得者の継続適用特例」制度がスタートしました。

3歳未満の子にかかる育児休業等を取得する場合、育児休業等（産休を含む）開始前に所定の手続きを行い、職場復帰後の最初の給与支払日に積立を再開すれば、引き続き非課税での積み立てを継続できるようになりました。長期的に資産形成をしたいと考える女性にとっては、安心材料が増えることとなります。

■財形貯蓄制度のない職場は

数々のメリットのある財形貯蓄制度。財形貯蓄と似たものとしては、「社内預金」もあります。職場に社内預金制度があれば、検討してみる価値があるでしょう。金利は法令により0.5%を下回ることはありません。低金利の時代から考えると、かなり魅力的です。

財形貯蓄は、事業主経由で金融機関にお金を預けますが、社内預金は会社にお金を預けます。もし会社が倒産してしまうと、預けたお金が戻ってこないということも。金利が高い一方、念のためこうしたリスクも頭の片隅に入れておきましょう。

では、自分の職場に財形貯蓄や社内預金制度がないときは、どうしたらよいのでしょうか。

無理なく自動的に貯める方法として、各金融機関で提供している自動積立のサービスを利用するのもよいでしょう。

給与が振り込まれる口座のある金融機関で、毎月給与日に一定額の払込みを指定すると、自動振替で積み立ててくれるものです。これであれば、給与天引きと似たような感覚で、先取りして貯蓄をすることができます。

その他、様々な金融商品がありますので、先取り貯蓄を基本に、視野を広げていくとよいかもかもしれませんね。

まずは、社内の福利厚生を担当している部署に、財形貯蓄や社内預金の制度がないか確認してみてもいいでしょうか。